

令和 5 年度第 2 2 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提 出 日：令和 6 年 2 月 1 4 日

担当部・課：保健福祉部介護福祉課〔内線 2 4 5 3〕

保健福祉部障害福祉課〔内線 2 4 7 8〕

保健福祉部総合相談センター〔内線 2 5 3 8〕

① 件 名	
石巻市成年後見制度利用支援事業における報酬助成対象者等の拡充について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 成年後見制度を利用するに当たって、成年後見人等への報酬支払いが発生する可能性があるが、報酬は成年被後見人等の財産から支出されるため、経済的又はその他の理由により報酬を捻出できないケースが散見される。 本市では、成年後見制度利用支援事業を実施し、成年後見人等への報酬費用を捻出することが困難な成年被後見人等に助成を行っているが、その対象を市長の申立てにより成年後見制度の利用を開始した者に限定している。 そのため、本人や親族による申立てにより同制度の利用を開始した者は経済的に困窮していても助成の対象とならず、後見等を開始した際の形式により制度利用に対する負担が変わるという不公平な状況になっている。</p> <p>【目的】 成年後見人等への報酬助成の対象者等を拡充することで、公平な成年後見制度の利用促進を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 2 8 年法律第 2 9 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 2 節 生きがいを持ち自分らしく暮らせる高齢者福祉の充実 3 高齢者の生活支援を推進する 第 3 節 共に安心して暮らせる障害福祉の充実 1 障害者の自立と社会参加への支援を行う 第 4 期石巻市地域福祉計画 第 4 章 施策の展開 基本目標 3 安心で健やかな暮らしを「支える」体制づくり 施策の展開 3-5 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します 3-5-5 成年後見制度の周知と利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 1 2 年 4 月	民法改正（成年後見制度の開始）
平成 1 6 年 3 月	石巻市成年後見制度利用支援事業実施要綱施行
平成 1 7 年 4 月	市町村合併に伴い同要綱施行
平成 2 8 年 4 月	成年後見制度の利用の促進に関する法律成立
令和 4 年 3 月	第二期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定
1 0 月	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室及び老健局認知症施策・地域介護推進課からの事務連絡（成年後見制度利用支援事業の適切な実施について）
令和 5 年 8 月	令和 5 年度第 1 回石巻市成年後見制度利用促進会議開催（市主催） 家庭裁判所及び専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と報酬助成のあり方をテーマに意見交換を実施
令和 6 年 1 月	令和 6 年度当初予算裁定

⑤ 主な内容

成年後見人等への報酬助成を次のとおり改正する。

	改正後	現 行
1 助成対象者	石巻市に住所又は居所を有する成年被後見人等（住所地特例者等を含む）	<u>石巻市長の申立てにより</u> 成年後見制度の利用を開始した成年被後見人等
2 報酬の範囲	後見人等（※1）、 <u>後見監督人等</u> （※2）に対する報酬	後見人等に対する報酬
3 助成の要件	(1)生活保護受給者等 (2)一定の経済的要件（※3）を満たす者 (3)その他報酬の支払い費用を負担することが困難である者	(1)生活保護受給者等 (2)その他報酬の支払い費用を負担することが困難である者

※1 成年後見人、保佐人及び補助人（親族が選任されている場合を除く）

※2 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人

※3 以下の全てを満たす者

ア 本人が市民税を課税されていない者であること。

イ 本人の現金及び預貯金額が、報酬額に70万円を加えた金額を下回ること。

ウ 本人が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

対象者を拡充することで、対象者が安心して成年後見制度を利用することができる環境整備が図られ、制度の利用促進につながることを期待される。

【市財政への負担】

現時点で対象者を拡充した場合、助成の利用者は3人増、助成金額は888千円増となる見込みである。

【参考 令和6年度成年後見制度利用支援事業予算見込み額（報酬助成分）】

1 介護福祉課

予算額 7,032千円（令和5年度は6,384千円） ※対象者拡充分は552千円

（財源）介護特別会計

（国庫負担金38.5% 県支出金19.25% 繰入金19.25% 事業収入23%）

2 障害福祉課

予算額 2,016千円（令和5年度は1,344千円） ※対象者拡充分は336千円

（財源）一般会計

（地域生活支援事業費補助金 国50% 県25%）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

【他の自治体の状況】

宮城県内では仙台市、大崎市、東松島市等15の自治体が本人や親族による申立て（親族申立て）により成年後見制度利用を開始した者も助成制度の対象としている。

また、全国で親族等申立て案件を助成対象とする自治体は、平成31年4月1日時点で全体の47.1%であったが、令和4年4月1日には64.4%となっている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和6年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

3月 石巻市成年後見制度利用支援事業実施要綱の全部改正
（施行予定年月日：令和6年4月1日）

4月 市報、市ホームページ等による周知

⑨ その他